

浜田市社会福祉法人指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市社会福祉法人指導監査実施要綱(以下「要綱」という。)第16条の規定による社会福祉法人(以下「法人」という。)の指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査実施の基準)

第2条 要綱第5条の規定による指導監査実施条件の決定は、次の基準によるものとする。

(1) 一般監査については、別表に掲げる要件に応じて次の基準のいずれかに該当する法人を対象とする。

ア I区分法人 1年に1回以上

イ II区分法人 3年に1回

ウ III区分法人 4年に1回

エ IV区分法人 5年に1回

(2) 特別監査については、次の基準のいずれかに該当する法人を対象とする。

ア 法人運営に重大な問題を有すると認められるとき又は事業経営に不正若しくは著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

イ 重大な最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき

ウ 度重なる指導によっても改善が認められないとき

エ 正当な理由がなく実地監査を拒否したとき

(提出を求める書類等)

第3条 要綱第9条第2項第5号の規定に基づき提出を求める書類等は、要綱第8条第3項第5号の規定に基づく監査調書及び監査調書中添付すべきものとされた書類とし、その提出期限は監査実施日の2週間前とする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

別表

区分	要件	評価基準
I	II区分からIV区分までのいずれにも該当しない法人	
II	評価基準①ア及びイのいずれも満たしていると認められる法人。ただし、次の各号いずれかに該当する法人を	①法人運営及び事業の状況 ア 法人の運営について、関係法令、関係通知等(法人に係るもの

	<p>除く。</p> <p>(1) 法人設立後、2年が経過していない法人</p> <p>(2) 前年度に特別監査を実施した法人</p> <p>(3) 前回の指導監査で施設の経営に問題を有すると認められた法人</p> <p>(4) 指導監査の改善指導に対して、改善措置を講じない法人</p> <p>(5) その他、指導監査の実施が必要と認められる法人</p>	<p>に限る。)に照らし、特に大きな問題が認められないこと。</p> <p>イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。</p>
<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅱ区分に該当する法人であって、かつ、Ⅳ区分に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、かつ、次の各号のいずれかを満たしていると認められる法人</p> <p>(1) 評価基準②アに取り組んでいる法人</p> <p>(2) 評価基準②イに取り組んでいる法人</p> <p>(3) 評価基準②ウに取り組んでいる法人</p> <p>(4) 評価基準②エに取り組んでいる法人</p>	<p>②法人の取組の状況</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p> <p>イ 経営する施設が ISO9001 の認証を受けていること。</p> <p>ウ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。</p> <p>エ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。</p>
	<p>Ⅱ区分に該当する法人であって、かつ、Ⅳ区分に該当しない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次号に該当する場合で、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認められる法人</p> <p>(1) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下「専門家」という。)による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上</p>	<p>③書類</p> <p>ア 別添1「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」</p> <p>イ 別添2「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」</p>

	<p>に対する支援を受け、評価基準③ア又はイの書類を提出した法人</p>	
IV	<p>II 区分に該当する法人であって、かつ、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号のいずれかに該当する場合で、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認められる法人</p> <p>(1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 36 条第 2 項及び法第 37 条の規定に基づき会計監査人を設置している法人で、評価基準④アの会計監査報告を提出した法人</p> <p>(2) 会計監査人を設置していない法人で、評価基準④イの会計監査報告を提出した法人</p>	<p>④会計監査報告</p> <p>ア 法第 45 条の 19 第 1 項及び社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号)第 2 条の 30 の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載されていること。</p> <p>イ 法第 45 条の 19 の規定による会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。)が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載されていること。</p>